

第8回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和3年9月27日（月）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（14名）

2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 4番 柿元 信次 6番 野上 省三 8番 青葉 真
10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 12番 高橋 伸幸 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜
15番 林 秀司 16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1番 前田 正典 2番 徳田マスエ 3番 永見 繁廣 5番 小川 明人 8番 岡本 定文
9番 藤若 裕香 10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 13番 渡邊 弘登
14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭 17番 岡田 勝 18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員（5名）

1番 原田 義一、5番 川本 聖光、7番 岡本 健治、9番 河崎 健、19番 松山 純久

農地利用最適化推進委員（3名）

4番 小谷 保雄、6番 領家 悟、16番 田村 邦麿

3 提出議案

○議案

- 議第1号 農用地利用集積計画の策定について
- 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第5号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 : 河野主任主事、藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議 長</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>原田会長は、〇〇ということで、本日の総会も会長代理の私が進行させていただきます。</p> <p>ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>では、ただいまから第8回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、 農業委員の 1番 原田会長、 5番 川本委員、 7番 岡本委員 9番 河崎委員、19番 松山委員 推進委員の 4番 小谷委員、 6番 領家委員、16番 田村委員 以上8名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、6番 野上委員、8番 青葉委員です。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に入ります。 議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきます。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。 申し出のありました利用権設定は、 2件、14筆、22,491㎡となっております。</p> <p>申出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 公告日は 9月30日を予定しており、利用権設定については、開始日を10月1日以降としております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。 皆様方のほうで、何かご意見がございましたら、発言をお願いいたします。</p>

佐々木委員	2番目の旭町丸原の件ですが、15年借りられるということで畑ですが、これは何を作られるんですか。
事務局	資料が無いので、後で報告させていただきます。
議長	他に、ございませんでしょうか。 無いようでしたら、今回の農用地利用集積計画案につきまして、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。
委員	～ 全委員 挙手 ～
議長	ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理させていただきます。
議長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	改めまして、皆さん、おはようございます。大変お疲れ様でございます。事務局長の木屋でございます。それでは、座って説明させていただきます。 農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。 農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。 農地法第3条申請は、議題の2ページ上段の1号と「資料」をご覧ください。 1号について、説明いたします。 申請地は、大金町〇〇の田、131㎡です。 場所は、〇〇です。 この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものでございます。 このたびの申請地とあわせまして、譲受人の耕作面積は76a余りとなり、浜田地域の下限面積基準20aを満たしております。 農地法第3条申請につきましては、以上1件でございます。

議 長	事務局から第3条申請についての説明がありました。 担当委員さんからの補足説明がありましたらお願いいたします。 1号について、14番 中田委員お願いいたします。
中田委員	9月15日に、市の担当者と現地確認に参りましたが、譲受人の家となりであり、特に問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。
議 長	以上で、第3条申請について説明が終わりました。 皆様方から何かございましたらお願いいたします。 ございませんか。
議 長	無いようですので、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請について承認されましたので、そのように処理をさせていただきます。
議 長	続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、農地法第4条申請について、説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものでございます。 1号について、説明いたします。 申請地は、金城町久佐〇〇の田、9㎡です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(外)、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、墓地の新設で、自宅近くの自己所有地に設置するというもので、工事期間は、許可日から令和4年12月末日の予定でございます。また、隣接地は、自己所有地のみであり、土地造成の際、周囲に影響がないよう被害対策には万全を期し、万が一周囲に影響が出た場合には、責任をもって対処するという申請内容でございます。 2号について、説明いたします。

	<p>申請地は、金城町七条〇〇の田、712 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(外)、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の内容は、農業用倉庫で、工事期間は、許可日から令和3年12月末日の予定です。なお、隣接地は、自己所有地と市道で、被害の及ぶ恐れはないと思われませんが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処するという内容の申請でございます。</p> <p>3号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、三隅町古市場〇〇の田、889 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の「用途指定なし」で、農地区分は第2種農地に該当いたします。</p> <p>当該申請の内容は、自宅が〇〇したため、移転して申請地に個人住宅を新築するものでございます。</p> <p>工事期間は、許可日から令和4年3月末日の予定です。</p> <p>なお、この地域は浸水エリアのため、地盤を1メートル以上かさ上げして造成し、隣接する農地へ土砂が流出しないようコンクリートで施工し、生活排水は合併浄化槽を通じ、雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はないと思われませんが、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処するという申請内容でございます。</p> <p>農地法第4条申請につきましては、以上3件でございます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1号について、4番 柿元委員お願いいたします。</p>
柿元委員	<p>事務局の説明のとおりであります。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2号について、13番 大崎委員もしくは渡邊委員申し上げます。</p>
大崎委員	<p>農業用倉庫を建てて、この場所で農業がしたいということで、事務局の説明どおりなので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>3号について、17番 渡辺委員もしくは岡田委員お願いいたします。</p>
岡田推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、1月に自宅が〇〇したようで、この地に新しく家をつくって生活をしたいということですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、第4条申請について説明が終わりました。</p>

議 長	<p>皆様方から何かございましたらお願いいたします。</p> <p>私からいいですか。</p> <p>1号ですけれども、地目が田となっておりますが、この現地の写真を見ますと、側溝等がつくってあり、田んぼという形状にはなっておらず、これは雑種地です。どういうふうに変ったんですか。</p>
事務局	<p>議長の言われるとおり、現状を見ると、田んぼではありません。これが、いつ、田んぼから現状のようになったのかは、本人または周りの人に聞かないと分かりません。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>第4条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、殿町〇〇の田、226㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の「第2種住居地域」で、農地区分は第3種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、個人住宅で、工事期間は、許可日から令和4年8月末日までとなっております。なお、埋立て土砂が流出し、周辺の農地に影響がないようコンクリートブロックなど被害防止には万全を期し、生活排水は合併浄化槽を通じ、雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。その他被害が生じた場合は、関係当事者間で話し合い、責任をもってこれに対処するという申請内容でございます。</p>

<p>議 長</p> <p>長野推進委員</p> <p>議 長</p> <p>小川推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、2号について、説明いたします。 申請地は、三隅町室谷〇〇ほか1筆の田、合計面積264㎡です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(外)、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、倉庫用地と資材置場ですが、倉庫用地につきましては、〇〇顛末書のとおり、既に平成28年頃に倉庫を建築されております。なお、資材置場につきましては、工事期間は、令和3年12月31日までに土地造成をする予定で、砂利を敷いて整備し、周辺に砂や泥が流れないようにする。万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処するという申請内容でございます。</p> <p>続きまして、3号と4号について、説明いたします。 申請地は、国分町〇〇の畑ほか2筆、合計面積532㎡です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の「用途指定なし」で、農地区分は第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、個人住宅と進入路で、工事期間は許可日から令和4年9月30日までとなっております。なお、雨水及び生活排水は進入路を經由して隣接する市道側溝へ放流し、万一被害が生じた場合には、関係当事者間で話し合い、責任をもって対処するという申請内容でございます。</p> <p>農地法第5条申請につきましては、以上4件でございます。</p> <p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。 担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、19番 長野委員お願いいたします。</p> <p>現地を確認いたしました。ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>2号について、5番 小川委員お願いいたします。</p> <p>先般、15日に、川本委員と事務局の方と現地を確認しました。写真で見ても分かるのとおり、これは棚田なんです。先のほうの棚田は今植え付けられておりました。手前の草が取ってあるところは植え付けされておられません。顛末書に詳しく内容が書いてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>3号について、14番 中田委員もしくは河野委員お願いいたします。</p>
--	--

中田委員	9月15日に、市の担当者と現地確認に参りました。航空写真で見られたとおり、現地のほう住宅化しておりまして、特に問題は無いと思いますので、よろしくお願ひします。
議長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひいたします。
佐々木委員	1号も2号も田んぼになっていますが、地目が。先ほどの4条の1号も同じなんです、地目は田んぼでも、見た目はもう田んぼじゃないという案件、今後も出てくると思うんですが、この処理の仕方ってどうなんでしょう。地目を変更してからではなく、この状態でOKですか。
事務局長	転用許可は、総会を経て許可いたしまして、地目変更は、その後、申請者の方がされるという流れになっております。
議長	因みに、1号も2号も、農地パトロールでは農地として対象になっているんですか。
事務局	農地パトロールの対象になっているかと言うと、皆さんにお願いした時点では、農地となっておりますので、農地パトロールの対象となっております。調査される時は、その時の現況または、もう今後耕作しないという項目がありますので、それに入れていただいたほうが、もう農地ではなくなりますので、そういった扱いをしていただければと思います。また、分からないようでしたら、事務局のほうに言っていただければと思います。
大崎委員	農地パトロールでしたら、こういう土地が多分たくさん出てくると思うんです。そしたら、2年経っても、5年経っても、10年経っても、結局こういう草の状態、何年も一緒のことを書くんだしたら、外してもらったほうが農地パトロールも素早くできると思うんですけれども、どうすればいいですか。
事務局	今、農地パトロールで皆さんにお願いしているリストというのが、登記簿地目と現況地目とでお願いしているところで、なかなかその調整が難しいんですけども、今後、事務局のほうで良い方法が無いか、ご意見を参考にさせていただきながら、検討させていただきたいと思います。
宮崎委員	先ほどの事務局の説明は、おかしいんじゃないですか。基本的に、先に地目変更をしておいて、それから倉庫とか農地転用の申請をするのが

事務局	<p>本当じゃないですか。これだったら、農地のところ、田んぼには見えな いですよ。ね。 非農地への変更が先じゃないですか。</p> <p>現在の流れでは、そういうことで認めております。</p>
大谷推進委員	<p>先月の総会時において、長沢の田んぼを駐車場にするという5条申請 が出ておりました、その時の現地確認をしたときに見た感じが、申請地 以外にも、もう田んぼではなく造成してあるところがありますので、こ れも一緒に申請をしていただきたいというふうに、言っておりました。 事務局のほうでは、9月の総会に許可申請をするからということで、聞 いておりましたが、本日を見ると、これについての申請が出ておりませ んが、如何でしょうか。</p>
事務局	<p>その関係ですが、事務局からも、残っているところは早く出してくだ さいとお願いしております。結局、本日の総会には申請が出てまいりま せんでしたので、事務局からもう一度確認させていただきます。来月の 総会には出していただくように、お伝えしたいと思います。</p>
議 長	<p>駐車場に転用すると言って、造成工事はもう着工されているのですか。</p>
事務局	<p>先月の申請は、実際に駐車場として利用されています。田んぼから住 宅に転用するという手続きをしようとして、田んぼから駐車場に転用す ることを省いていたことが問題です。過去からも、そういったことがあ ったので、今回整理しているところです。</p>
長野推進委員	<p>2号の件でお尋ねをしたいんですけども、写真を見ますと、倉庫が 建っているところと申請地に段差があるように見えるんですけども、 顛末書に「申請地の一部が倉庫の敷地になっている。」と書いてあります。 写真と顛末書の内容とがどうも理解できないので、説明をお聞きし たいと思います。</p>
議 長	<p>現地確認に立ち会われました、小川委員お願いします。</p>
小川委員	<p>上のほうの航空写真は、前の写真で、倉庫が写っておりません。航空 写真が古いので、下の現地写真に写っている倉庫が、敷地にかかっている ということではないかと思えます。</p>
事務局	<p>大変見にくい資料で申し訳ありません。航空写真は3,4年前のもので</p>

	<p>して、周りの状況が分かればと思い、付けさせていただきました。これについては、航空写真に建物の形を入れさせてもらったほうが良かったかもしれませんが、現場の実態に合ったような資料に、今後させていただきますと思います。</p>
議 長	<p>事務局のほうで、今後そういった配慮をするということで、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他にございませんか。 無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、旭町都川〇〇ほか1筆の田畑、合計面積1,123㎡です。 場所は、〇〇です。 当該申請地は、平成2年、月日不詳より耕作放棄、現況原野化している。という申請です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上1件です。以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p>

青葉委員	<p>1号について、8番 青葉委員もしくは岡本委員お願いします。</p> <p>9月15日に、現地確認を岡本委員と事務局と自分とで行いました。現地は原野化しております、もう長いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。</p> <p>皆様方から何かございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願について承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、協議、報告事項があれば、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご質問があった件について、お答えさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画で、何を作付けされているのか、それと15年という期間はなぜかということ、耕作者の方にお電話にて確認したところ、しいたけをされるということでした。長期間になるのも、しいたけだから短期間ではやれないので、15年という契約にさせていただいたんですが、やれんでしょうかと言われましたので、そんなことはありませんよと回答させていただきました。</p>
佐々木委員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>じゃあ、私もこれまで聞かずにいましたが、前回のお答えを聞いて、発言をしてよろしいですか。</p> <p>前回この会で質問がありました2件について、事務局から回答をいただきます。一つは、地目が農地、原野の課税の状況はどうかという質問がございました。2点目は、公共事業等の廃土処理で元に戻す農地とは、どういった定義なのかということがありました。この2点について</p>

事務局	<p>て、回答をいただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>税金の関係ですが、一般的に、同じところで比べた場合、田が高く、次に畑、原野の順番だそうです。</p> <p>公共廃土のほうは、原則、耕作できる程度の農地として戻すということになると思います。過去に公共廃土したもので、農地に戻っていないということがあれば、契約に基づいて、事業主体に言ってもらうようになると思います。</p>
議長	<p>私が今月、事務局と島根県農業会議の方と現地確認をした時に、農業会議の方との話の中で、農地の復元ということでは、耕作ができるという状態で返すというのが原則ですと言われましたので、それなら、地元の農業委員として見回りをして確認をしてあげてこそ、地元の農業委員になれるかなと思いますので、私もですが、廃土処理のところは皆さんも見てあげて下さい。お願いいたします。</p>
議長	<p>それから、農地パトロールの説明会の時に私がお願いした件を一つ報告いたします。</p> <p>今、耕作放棄地がだんだん増えております。先日、全国農業新聞に農地を放棄せずに活用している優秀な都道府県のランキングが出たそうです。そういったところでは、そういう政策があるんだろうなど。その辺の政策の違いを私も勉強したくて、今その情報提供を事務局に求めています。私たちは、ただ農地パトロールで現況を報告するだけではなくて、それを如何に解消するかということを出していく時なのかなと思っております。</p> <p>そもそも農地が荒れるというのは、耕作を放棄する、その一つの原因と思われませんが儲からない、お金にならないというのがあってはいかと。浜田市の総合振興計画の農業部門で推進しているのは、旭は梨、金城はぶどう、弥栄は有機野菜と、そういう柱があるんですけども、広く束ねた農業政策というのがあまり見えてきません。ですので、皆さんのように農家の現場の一番近い方の意見を農業政策に反映していただける機会をいただけませんか。今まで、農業政策を決める会合に農業委員会の代表が出席されてきましたか。ということなんです。その政策を協議し決定するところに、ぜひ農業委員も加えていただくようお願いしております。</p> <p>ですから、皆さん、「農地パトロール」プラス「どうしたら、それを解消できるのか」というアイデアを、ぜひ一緒に考えてもらったら嬉しいです。</p>
大崎委員	<p>公共廃土の埋め戻しなんですけど、埋める前に見に行って、埋めた後の現地確認は無いんですけども、できれば、埋めた後に石が無いとか、実際耕作できるとかの確認をされたほうが良いと思うんですけども、また検討していただければと思います。</p>

事務局	今後、検討させていただきたいと思います。
佐々木委員	<p>土木事業者が埋め戻しをされる時の、農地に戻す土の高さの基準を統一してもらうようにできれば、変わってくるのかなと思います。実際、埋め戻しされても石がたくさん出て、これは農地にならないなというのが多いものですから。それと、その農地を持っている方が、埋め戻しをされて本当に農業をされる意思があるのか、両方検討されないと、埋め戻しをしてもそのままになってしまうでしょうし。埋め戻しの土の高さの統一をされたら、今後違ってくるのかなと思います。</p>
事務局	ありがとうございます。そのようにまた、やっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	<p>それに関連いたしまして、私以前もこの会で質問させていただきました。というのが、この農地の所有者の年齢を聞きました。その方が今後、耕作をされる可能性があるのかということで。もう耕作はしないんだという方に対しての農地の復元の仕方、耕作をする希望がある方への復元の仕方、捨土がいくらぐらいいるのか。石があつて困るのか、いいのか。</p> <p>税金を使うのであれば、お互いによくなるようになればいいんじゃないかということで、そういう質問をいたしました。</p> <p>農地に戻すのが原則ですので、その農地の内容を耕作ができる状態にする、また耕作はしないので石があつてもいいという農地、明確に分けたほうが工事費も安くつきますので、そのほうがいいという意見でしたが、未だにその回答はありません。</p> <p>皆さん、いろいろ声を上げてもらって、浜田の農業委員会はこういう方針でやろうとか、皆さんの声を上げてもらえたらと思います。</p>
議長	<p>その他ございませんか。よろしいですか。</p> <p>その他事務局からありましたら、お願いいたします。</p>
事務局	「農地機構だより」について、しまね農業振興公社の植本さんより説明をしていただきます。
農業振興公社 植本	(「農地機構だより」第35号の説明)
議長	<p>植本さん、ありがとうございました。</p> <p>その他について、皆様方から何かございましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>先ほどの資料の中に、「高収益作物」という表現がございます。高収益ですから儲かるということなんでしょうが、私も勉強不足ですので、次の委員会総会で情報提供をお願いしたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、ございますか。</p> <p>無いようであれば、以上を持ちまして、第8回総会を終了いたします。</p> <p>皆さん、ありがとうございました。</p>

終了 午前10時50分